　1201-00-02



一般社団法人日本原子力学会

ダイバーシティ推進委員会表彰制度細則

2021年10月26日　表彰・推薦小委員会承認

（目的）

第１条 本細則は「ダイバーシティ推進委員会規程」（1201）第2 条に基づき，「部会・連絡会・支部表彰制度規程」（0110）を準用し，ダイバーシティ推進委員会（以下,「委員会」という）の表彰制度について定めることを目的とする。

（趣旨）

第２条 原子力・放射線分野のダイバーシティ推進の奨励を目的とし，本分野における貢献に対して，委員会として「ダイバーシティ推進貢献賞」を贈呈し表彰する。

（受賞資格）

第３条 ダイバーシティ推進貢献賞の受賞の対象は、年会あるいは大会において，ダイバーシティ推進に関して優れた発表を行った個人またはグループとする。

（選考方法・選考対象）

第４条 受賞候補者の選考は，選考小委員会にて実施する。

２ 選考小委員会委員長は，委員会の委員長とする。

３ 選考小委員会の委員は，選考小委員会委員長が選任する。

（表彰時期）

第５条 ダイバーシティ推進貢献賞の表彰は，原則として年会あるいは大会の委員会セッションにて行う。

（改定）

第６条 本細則の改定は，委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

（その他）

第７条 本細則の変更および本細則に規定されていない事項については，委員会において協議す

る。

附則

１　2021 年8月19日　第1回ダイバーシティ推進委員会制定

2021 年10月26日　表彰・推薦小委員会承認，同日施行